

事 務 連 絡
平成30年12月4日

各サービス付き高齢者向け住宅事業者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
都市整備部住宅課長
(公印省略)

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について（通知）

サービス付き高齢者向け住宅の供給につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省老健局高齢者支援課及び国土交通省住宅局安心居住推進課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、軽減税率制度の円滑な施行に向けて早期にご対応を進めていただきますようお願いいたします。

記

○参考

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

電話番号：0570-030-456

受付時間：9：00 から 17：00 まで（土日祝除く）

ホームページ：

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

※消費税の軽減税率制度（軽減対象品目の内容、帳簿・請求書の書き方など）に関する一般的な質問や相談の窓口

※上記コールセンターが満線の場合は、所轄の税務署へのご相談も可能です。

担当 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 藤原・飯島
電話 048（830）3254
E-mail a3240-07@pref.saitama.lg.jp